

税務訴訟資料 第259号-202 (順号11315)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年11月17日棄却・不受理・確定

(第一審・仙台地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月22日判決、本資料258号-253・順号11111)

(控訴審・仙台高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年6月11日判決、本資料259号-110・順号11223)

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	堀口 真一
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	西川 英之

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成21年11月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖
裁判官 堀籠 幸男
裁判官 那須 弘平
裁判官 田原 睦夫
裁判官 近藤 崇晴

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。